

規制除外車両事前届出の手続き案内

手続きの内容・資格等	<p>災害対策基本法に基づく災害応急対策を実施するための車両 その他詳しくは、警察本部交通規制課及び最寄りの警察署交通課 でお尋ねください。</p>
手 数 料	無料
受 付 期 間 等	<p>受付期間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。） 受付時間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へ お尋ねください。 ※ 申請から届出済証の交付まで日数を要する場合がありますので、 申請先の警察署へお尋ねください。</p>
受 付 窓 口	<p>車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の交通課又は幹部 派出所に提出してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所 に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄につ いて」をご参考ください。</p>
申 請 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 規制除外車両事前届出書（第5号様式） ○ 疎明資料 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医師・歯科医師，医療機関等が使用する車両 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等 あることを確認できる書類 (2) 医薬品・医療機器，医療用資材等を輸送する車両 使用者が医薬品，医療機器，医療資材等の製造者又は販売 者であることを確認できる書類。 (3) 患者等運搬車両（特別な構造又は装置があるもの） 車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が 確認できるもの） (4) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認でき るもの） ※ 重機輸送用車両は，建設用重機と同一の使用者の届出に に限る。 また，写真は重機を積載した状況のもの。 ○ 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
備考(注意事項等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出書に押印は不要です。
問 い 合 わ せ 先	<p>鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係 電話 099-206-0110（内線5172・5173・5178）</p>